

議案第十四号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例  
(港区立認定こども園条例の一部改正)

第一条 港区立認定こども園条例(平成二十七年港区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第五項及び第六項各号並びに第八条第五項及び第六項各号」を「第六条第五項各号及び第八条第五項各号」に改める。

第六条第五項を次のように改める。

5 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料及び基本保育に係る給食費は、無料とする。

一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成二

十六年政令第二百十三号)第十四条に規定する特定被監護者等をいう。第八条第五項第一号において同じ。)のうち最年長者以外の全ての小学校就学前の子ども

二 当年度分(四月分から八月分までの基本保育料及び基本保育に係る給食費にあつては、前年度分)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。)が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等(世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十二号各号に掲げる者である世帯をいう。第八条第五項第二号において同じ。)に属する全ての小学校就学前の子ども(前号に該当する場合を除く。)

第六条第六項を削る。

第八条第五項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る幼児教育保育料は、無料とする。

一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等のうち最年長者以外の全ての小学校就学前の子ども

二 当年度分(四月分から八月分までの幼児教育保育料にあつては、前年度分)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第五備考二に規定する所得割課税額をいう。)が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等に属する全ての小学校就学前の子ども(前号に該当する場合を除く。)

第八条第六項を削り、同条第七項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

（港区保育の実施に関する条例の一部改正）

第二条 港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童に係る基本保育料は、無料とする。

一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち最年長者以外の全ての保育の実施に係る児童

二 当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。）が七万七千百一円未満である生計を一にするひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二各号に掲げる者である世帯をいう。）に属する全ての保育の実施に係る児童（前号に該当する場合を除く。）

第四条第三項を削る。

第四条の二第二項中「前条第三項各号（第三号に該当する場合を除く。）」を「前条第二項各号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第六条第五項及び第八条第五項の規定は、令和二年四月分以後の基本保育料（改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。）  
基本保育に係る給食費（改正後の条例第六条第四項に規定する基本保育に係る給食費をいう。以下この項において同じ。）及び幼児教育保育料（改正後の条例第八条第四項に規定する幼児教育保育料をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同年三月分までの基本保育料、基本保育に係る給食費及び幼児教育保育料については、なお従前の例による。

（港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第四条第二項及び第四条の二第二項の規定は、令和二年四月分以後の基本保育料（改正後の条例第三条に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。）

及び給食費（改正後の条例第三条の二に規定する給食費をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同年三月分までの基本保育料及び給食費については、なお従前の例による。

（説明）

多子世帯の保育料及び給食費の軽減措置を区が独自に拡充するため、本案を提出いたします。